

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書 2. 業務内容 (2) 収集した情報の精査及びとりまとめについて</p> <p>「(1) ⑤に係る情報については、条例に含まれる内容を「糞尿防止」「多頭飼育」など5つ程度の要素で区分する。」とありますが、区分は自治体が回答するのではなく、受注者が判断し区分するということでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
2	<p>仕様書 2. 業務内容 (5) 事務提要の作成、印刷及び発送 ○ 発送（印刷物）について</p> <p>発送には封筒とありますが、事務提要1冊につき封筒1つを使用して送付するという理解でよろしいでしょうか。効率化を図るため、小包等での発送も検討可能でしょうか。</p>	小包での発送も検討可能です。
3	<p>仕様書 別紙について</p> <p>送付先リストに令和3年度動物愛護管理行政事務提要と記載がありますが、送付先及び送付部数は本案件のものと相違ないでしょうか。</p>	令和5年度動物愛護管理行政事務提要の記載誤りでした。失礼しました。
4	<p>(1)仕様書 2. 業務内容 (1) 動物愛護管理に関する取組状況の情報収集</p> <p>「以下に掲げる令和4年度において関係地方公共団体(129団体)が実施した動物愛護管理の取組状況に関する情報についてメールや電話により収集し、整理する。」とあります。</p> <p>さらに、 (3) 収集した情報の作表・作図</p> <p>「⑦平成16年度～令和4年度の犬・猫の引取り及び処分の状況」とあります。</p> <p>令和4年度以前のデータに関して、発注者側から提供いただくことは可能でしょうか。</p>	令和4年度以前のデータに関して、発注者側から提供することは可能です。ただし、平成16年度以降、令和4年度以前のデータとなります。